

知的財産推進計画 2024 の策定に向けたパブリックコメント

2024 年 3 月 27 日

一般社団法人日本美術著作権連合

知的財産推進計画 2024 の策定に向けて、「知的財産推進計画 2023」（以下「2023 年版」という。）の記載に照らし、以下のとおり意見を述べる。

《要旨》

知的財産推進計画 2023 に照らし、作風を模倣する生成 AI の制作/運用行為と著作権法 30 条の 4 ただし書該当性の関係及びそこから発生するクリエイターへの経済的損失を指摘すると共に、下請法やフリーランス法の適用範囲拡大によるクリエイターの法的保護、また、クリエイターの作品を侵害する行為に対抗する支援策の策定、更にクリエイターに適切に権利を帰属させる枠組みを新たな実務慣行として普及させるよう啓発活動を求めるものである。

《全文》

1 (C 1) 著作権法 30 条の 4 ただし書該当性について

2023 年版は、特定のクリエイターの画風を再現した画像を生成する AI の派生モデルないし AI ツールが現れていることを指摘している（Ⅱ 3、p8）。

この点について、特定のクリエイターの作風を模倣する生成 AI の制作（学習）とその運用は、享受目的の有無に関わらず、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該り、そのような生成 AI を作成するための学習行為は著作権法 30 条の 4 ただし書に該当するというべきである。特定のクリエイターの作風を模倣する生成 AI が制作・運用された場合、需要者は自らの好みに合う画像を手に入れるまで、低廉なコストで好きなだけ当該生成 AI による画像生成を行うことができるから、もはや当該クリエイターに対して発注する必要性は限りなくゼロに近づく。したがって、このような生成 AI を制作（学習）するために特定のクリエイターの画像を使用する行為は、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するものとして「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するというべきなのである。

2023 年版は、著作権法 30 条の 4 ただし書について「AI 技術の進展に伴い、この『不当に害することとなる場合』の要件に該当する場合について、指摘がなされるようになっていく。」（Ⅲ 3（1）、p31～32）と述べているが、上記はこの指摘の一つとである。

そして、法的な議論は別として、生成AIの開発に当たっては、クリエイターに多大な影響を生じることのないようにすべきことは社会的に当然のことであり、学習の場面では学習対象に用いる素材の取捨選択、学習対象の素材とされることへのオプトアウト、データセットに関する透明性の確保、利用の場面ではAIの生成物であることの表示等、学習や利用などの各段階における公正なガイドラインの制定を速やかに進めていただきたい。

2 (G2) クリエイター支援について

2023年版は、クリエイター支援について「コンテンツ産業の競争力強化に向け、民間側のビジネスモデルやガバナンス、人材管理等の変革方針を踏まえつつ、クリエイター等の発掘・育成、活躍の機会拡大等に向けた取組を支援する。」(Ⅲ7(1)、p67)、「フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動環境改善に向け、ハラスメント防止対策支援を導入する。」(Ⅲ7(1)、p69)と述べている。

この点について、クリエイターが特に法的な保護を受けることができるよう、更なる法整備を行うことを要望する。

また、クリエイターは制作した作品を販売ないし納品することで生計を立てる。この関係を規律する法律としていわゆる下請法やフリーランス・事業者間取引適正化等法(フリーランス新法)が定められているが、クリエイターに作品制作を依頼する会社は下請法が規定する親会社の基準に満たない中小事業者も多い一方、フリーランス数名で零細な会社組織としている場合などフリーランス新法の適用を受けない場合も少なくない。両法の適用範囲を拡大方向に再検討し、法改正を行い、全てのクリエイターが法によって守られる社会の実現を目指していただきたい

また2023年版は、「増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション(翻訳等)の支援を行う。」と述べている(Ⅲ7(1)、p68)。この点は是非進めていただきたい。

さらに、クリエイターが、デジタル時代のメリットを活かして種々のプラットフォームを利用して独自に作品をアップロードするなどして、収益を得ることも増えてきている。

その中で、クリエイターが作品の利用に応じた収益を適切に得られ、多様なクリエイターの経済的自立が支えられる仕組みを確立していくことは非常に大切なことである。

その中では、プラットフォームとクリエイターとの力のバランスに大きな差があることに照らし、作品の視聴データなどの開示が適切に行われるよう

に、また、収益の適切な分配が行われるように、政府主導においてプラットフォームを指導していくことが強く望まれる。

3 (G 6) 侵害コンテンツ対策について

2023年版は、侵害コンテンツ対策について「諸外国では、侵害コンテンツ対策や、プライバシー情報の保護等の観点から、プラットフォームへの関与を強化する等の動きも見られるところであり、こうした動向との関連についても留意が必要となる場合等も想定され得る。」(Ⅲ 7 (2)、p72)と指摘する。

この点について、クリエイターの作品を侵害する行為について、支援する仕組みを整備することを要望する。インターネット上の侵害行為は国境を越えて行われることから、クリエイターが個人で対応を行うことは経済的、技術的にみて不可能又は著しく困難である場合が数多くみられる。世界各国との間で著作権侵害への対応に関する共助の仕組みを設ける、直接の侵害行為者だけでなく、プラットフォームが侵害コンテンツの流通に寄与することなく排除を積極的に行うことを義務づける仕組みを設けるなど、政府でなければできない対応を早急に進めていただきたい。

4 (G 1、G 6) クリエイターへの適切な権利帰属について

2023年版は、コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革について「デジタル時代にふさわしい著作権の権利処理の仕組みの構築が必須である。」(Ⅲ 7 (4)、p75)と指摘した上で、簡素で一元的な権利処理に関する制度について述べている。

しかし、そもそもこの前提として、クリエイターに適切に権利を帰属させる枠組みを周知徹底する必要がある。現在は、クリエイターとの契約関係において、クリエイターから依頼主に著作権を移転させ、著作者人格権も不行使とする特約を結ぶという実務慣行が存在しており、これに対する批判も少しずつ認知されてきてはいるものの、未だにクリエイターは上記実務慣行を強いられ、これを甘受せざるを得ないことが多い。依頼主は通常の場合、納品された作品を独占的に使用できれば足りるのであって、著作権まで取得する必要はない。上記実務慣行は、依頼主の依頼目的を達成するためには過剰であることが多く、クリエイターの権利を不当に奪うものである。例外的に依頼主が著作権の譲渡を受ける必要がある場合であっても、クリエイター自身が自己の成果発表として作品集に掲載したりやHP等に発表する自由は最低限認められるべきである。このような枠組みを新たな実務慣行として普及させるよう啓発活動を行うことを要望する。

以上